

北海道選挙管理委員会告示第51号

平成18年北海道選挙管理委員会告示第126号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年11月1日

北海道選挙管理委員会委員長 水城 義幸

「同 しの郷	慈恵会介護老人保健施設北湯沢温泉いやしの郷	同	大滝区優徳町159番地	平21. 2. 7	を
「同 しの郷	慈恵会介護老人保健施設北湯沢温泉いやしの郷	同	大滝区優徳町159番地	平21. 2. 7	」
同	慈恵会介護医療院北湯沢温泉いやしの郷	同		平30. 11. 1	」に、
「医療法人静仁会静仁会静内病院			日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目10番27号	同	
新ひだか町立静内病院		同	静内緑町4丁目5番1号	平7. 1. 4	」を
「新ひだか町立静内病院			日高郡新ひだか町静内緑町4丁目5番1号	平7. 1. 4	」に、
「総合病院浦河赤十字病院			浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2-1	同	」を
「医療法人徳洲会日高徳洲会病院		同	静内こうせい町1丁目10番27号	平30. 11. 1	
総合病院浦河赤十字病院			浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2-1	平6. 12. 27	」に、
「有料老人ホーム菜の花		同	永山8条13丁目8番23号	平29. 8. 22	」を
「有料老人ホーム菜の花		同	永山8条13丁目8番23号	平29. 8. 22	
特別養護老人ホーム旭川ねむのきの華		同	忠和4条2丁目10番23号	平30. 11. 1	」に改める。